（不動産特定共同事業者名簿等の登載事項）

第十八条　法第十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

四　法第三条第一項の許可又は法第九条第一項の認可に係る特定電子権利型契約に係る不動産特定共同事業契約約款の有無

五　（略）

２・３　（略）

（広告の規制）

第三十七条　法第十八条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

九　特定電子権利の性質に関する事項

十　特定電子権利に係る保有又は移転の仕組みに関する事項

（金銭に類するもの）

第四十一条　法第二十一条の二の金銭に類するものとして主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）、為替手形、約束手形及び暗号等資産（同条第二十四項第三号の二に規定する暗号等資産をいう。）とする。

（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

第四十三条　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十六号から第十九号まで及び第三十号に掲げるものは、変更前（追加募集に係る対象不動産の変更にあっては、当該変更の直後）の対象不動産に関するものに限る。

一～七　（略）

八　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

九　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

十　第四号事業を行う者にあっては、委託特例事業者の資本金又は出資の額

十一～十六　（略）

十七　不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業以外の不動産特定共同事業を行う場合にあっては、対象不動産に関する次の事項

イ～ヌ　（略）

（不動産特定共同事業者名簿等の登載事項）

第十八条　法第十二条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～三　（略）

（新設）

四　（略）

２・３　（略）

（広告の規制）

第三十七条　法第十八条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～八　（略）

（新設）

（新設）

（金銭に類するもの）

第四十一条　法第二十一条の二の金銭に類するものとして主務省令で定めるものは、金融商品取引法第二条第一項に規定する有価証券（同条第二項の規定により有価証券とみなされるものを含む。）、為替手形及び約束手形とする。

（不動産特定共同事業契約の成立前の説明事項）

第四十三条　法第二十四条第一項の主務省令で定める事項は、次に掲げるもの（第四号事業を行う者以外の者にあっては第八号から第十号まで及び第二十九号に掲げるものを、不動産特定共同事業契約に基づく出資の目的である財産が対象不動産である不動産特定共同事業を行う場合にあっては第十七号から第十九号までに掲げるものを、対象不動産変更型契約以外の不動産特定共同事業契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては第三十七号から第四十二号までに掲げるものを、電子取引業務を行う者以外の者にあっては第四十三号に掲げるものをそれぞれ除く。）とする。ただし、対象不動産変更型契約に基づき不動産特定共同事業を行う場合にあっては、第十六号から第十九号まで及び第三十号に掲げるものは、変更前（追加募集に係る対象不動産の変更にあっては、当該変更の直後）の対象不動産に関するものに限る。

一～七　（略）

八　委託特例事業者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名

九　委託特例事業者の法第五十八条第二項の規定による届出の受理番号

十　委託特例事業者の資本金又は出資の額

十一～十六　（略）

十七　対象不動産に関する次の事項

イ～ヌ　（略）